

3 利用要件および入室承諾期間

桶川市立の小学校に就学している児童であって、児童の保護者及び同居する18歳以上65歳未満の親族等のいずれもが、就労等により昼間家庭で保育できないことが常態※であり、下記の保育の必要な事由に該当すること。(高校生除く)

※「常態」の目安…午後2時30分以降に保護者が児童の面倒を見ることができない日が月曜日～土曜日のうち3日以上ある状態が1か月以上続くこと。(長期休業期間中は、月曜日～土曜日のうち3日以上、開室時間のうち3時間以上、就労等により昼間に家庭で保育できない場合とします。)
なお、目安を満たさない場合、審査により「不承諾」となる場合があります。

項目	保育の必要な事由	入室承諾期間
就 労	月64時間以上、就労していること。 ※育児休業中の場合、令和8年4月30日までに育児休業が終了する方が対象となります。	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 又は 就労・就学している期間、 介護・疾病等に要する期間
就 学	月64時間以上、学校教育法に規定する学校、専修学校等または職業訓練校に通学していること。	
介護等	月64時間以上、同居の親族等を介護・看護していること。	
疾病等	疾病・負傷のため入院、または居宅内での療養が必要であるか、身体または精神に障害を有し、身体障害者手帳等を所持していること。	
災 害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。	
その他	市長が、児童健全育成上、必要と認めたとき。	出産予定月の前後各2ヵ月 (最長5ヵ月)
出 産	妊娠中か出産後間がないこと。	
求職中	会社訪問や面接など、居宅外で求職活動をしていること。 ※クラブの受入れ状況によっては、受付を保留する場合があります。	入室後2ヵ月

4 負担金(料金)

(1)算定方法

負担金は、下記の放課後児童クラブ負担金月額表に基づき算定します。

※月額表の金額のほか、おやつ代2,000円がかかります。(生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)に属する児童については免除)

※原則、利用日数に関わらず負担金及びおやつ代は月額分かかります。

<放課後児童クラブ負担金月額表>

区分			金額(円)
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)に属する児童に係る負担金		0
2	非課税の世帯		0
3	児童の保護者である世帯員の現年度分(4月から8月までの間は、前年度分)の市町村民税の所得割課税額の合計が、右の区分に該当する場合の児童に係る負担金	1円以上 24,000円未満の世帯	2,500
4		24,000円以上 68,400円未満の世帯	3,400
5		68,400円以上 112,800円未満の世帯	4,400
6		112,800円以上 184,500円未満の世帯	5,700
7		184,500円以上 251,300円未満の世帯	8,100
8		251,300円以上の世帯	10,900
① 世帯とは、住民基本台帳法に規定する世帯のほか、他の世帯で放課後児童クラブに入室する児童と生計を一にする者がいる場合は、この者を含めたものをいう。 ② この表における市町村民税の所得割課税額を計算する場合には、次のア～オの規定は適用しない。 ア 寄付金税額控除 地方税法第314条の7 イ 外国税額控除 地方税法第314条の8 ウ 配当割・株式譲渡割 地方税法第314条の9 エ 配当控除 地方税法附則第5条第3項 オ 住宅借入金等特別税額控除 地方税法附則第5条の4第6項、同条の4の2第6項 (注) 上記の控除前の金額で算定されます。 ③ 同一世帯から2人以上の児童が入室している場合においては、当該入室している児童のうち最年少の児童1人を除いた者に係る負担金の額は、半額とする。 ④ 月の途中で児童が入室又は退室した場合においては、その月の負担金の額は、日割り計算により算定し、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。(転出・長期休暇入室等)			

(2)納付方法

納付方法は、原則、全員口座振替です。

口座登録に必要な書類を承諾通知に同封いたします。必要書類が収税課に届いた翌月分以降から反映されます。

※口座振替日は毎月末です。(月末日が土日・祝日にあたる場合は翌営業日になります。)

※小学校の給食費口座とは異なります。別途「放課後児童クラブ負担金」の口座登録が必要です。